

# 住居確保給付金

## (家賃扶助)

支給額	次の金額を上限として、家賃の実費分を支給 【世帯人数】1人:37,000円 2人:44,000円 3~5人:48,100円 ※管理費・共益費は対象外
支給期間	3か月
支給方法	貸主等への直接振込
受給中の義務	1 ハローワークへの求職申込と毎月2回以上の職業相談を受けること 2 自立相談支援員による月4回以上の面接等の支援を受けること 3 求人先への週1回以上の応募又は面接を受けること ※②イ)の自営業者で、事業再建を希望される方は上記1, 3に代わり、月1回以上、経営相談の面接等の支援を受け、自立に向けた活動を行うこと

住居を安定させて  
常用就職を目指す  
人のための給付金  
です。



### 受給要件

(下記①~⑧の要件全てに当てはまる方が対象となります)

①	ア)離職等又はイ)やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること								
②	ア)離職等の場合は、申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児等の事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、その日数を加えた期間(最長4年)以内 イ)やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度程度の状況にあること								
③	ア)離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと イ)やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること								
④	申請月における、申請者及びその同一世帯に属する者の収入の合計額が収入基準額以下であること <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>収入基準額(月收入)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円)</td></tr><tr><td>2人</td><td>168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円)</td></tr><tr><td>3人</td><td>207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円)</td></tr></tbody></table> ※収入に、含むものは別途お問い合わせください。	世帯人数	収入基準額(月收入)	1人	118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円)	2人	168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円)	3人	207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円)
世帯人数	収入基準額(月收入)								
1人	118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円)								
2人	168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円)								
3人	207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円)								
⑤	申請日における、申請者及びその同一世帯に属する者の所有する金融資産(預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産等)の合計額が右の金額以下であること(ただし、100万円を超えないものとする) <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>486,000円</td></tr><tr><td>2人</td><td>744,000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>954,000円</td></tr></tbody></table>	世帯人数	金額	1人	486,000円	2人	744,000円	3人	954,000円
世帯人数	金額								
1人	486,000円								
2人	744,000円								
3人	954,000円								
⑥	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 ただし、上記②イ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資する場合は、申請日の属する月から起算して3か月間(支給期間の延長が認められた場合は6か月間)に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。								
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及びその同一世帯に属する者が受けていないこと								
⑧	申請者及びその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと								

お問い合わせ先:健康福祉部 地域福祉課 生活支援係

電話:0561-76-8141

※その他、生活にお困りの方のご相談もお受けしております。

